

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関するQ&A

目 次

1 よくあるご質問

- Q1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか？ P4
- Q2 受給者本人が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか？ P4
- Q3 現在会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか？ P4
- Q4 昨年申告した内容に変更はありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか？ P4
- Q5 夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送られてきましたが、お互いを控除対象配偶者として申告することはできますか？また、同一の子または親族を扶養親族としてそれぞれが申告することはできますか？ P4
- Q6 配偶者が来年から年金を受給し始める予定ですが、年金額がわかりません。扶養親族等申告書にはどのように記入すればよいですか？ P4
- Q7 扶養親族等申告書を紛失した場合は、どうすればよいですか？ P4

2 扶養親族等申告書の提出・記入方法について

- Q8 扶養親族等申告書は、どのような人に送られているのですか？ P5
- Q9 扶養親族等申告書が届かないのはなぜですか？ P5
- Q10 扶養親族等申告書を提出した場合は、確定申告の必要はないのですか？ P5
- Q11 扶養親族等申告書を提出しましたが、届いているか確認できますか？ P5
- Q12 本人が高齢のため自分で記入することができません。家族などが代筆してもよいですか？ P5
- Q13 未提出であった令和7年分の扶養親族等申告書を、今から提出してもよいですか？ P5
- Q14 自身が障害者または寡婦・ひとり親に該当せず、扶養親族等もいません。申告書の提出は必要ですか？ P6
- Q15 扶養親族等申告書の記入を間違えました。どのように修正すればよいですか？ P6
- Q16 扶養親族等申告書を誤った内容で提出してしまいました。どうすればよいですか？ P6
- Q17 扶養親族等申告書の提出後に申告内容に変更があった場合は、どうすればよいですか？ P6
- Q18 令和7年分で扶養親族として申告していた母が令和7年中に亡くなりました。申告書はどのように記入すればよいですか？ P6
- Q19 扶養親族等申告書に印字された令和7年分の申告内容が誤っています。どうすればよいですか？ P6
- Q20 令和7年分の申告書に配偶者や扶養親族等を記載し提出しましたが、今回の申告書に令和7年分の申告内容として印刷されていません。なぜですか？ P6

3 受給者本人の所得見積額について

- Q21 A欄「受給者本人の所得見積額」の計算方法について教えてください。 P7
- Q22 A欄「受給者本人の所得見積額」が問われているのはなぜですか？ P7
- Q23 A欄「受給者本人の所得見積額」が900万円超の場合、配偶者控除と扶養控除は受けられますか？ P7

4 寡婦控除・ひとり親控除について

- Q24 寡婦控除・ひとり親控除に該当するのはどのような人ですか？ P7
- Q25 自身が寡婦に該当します。「寡婦・ひとり親」欄の「1 寡婦」に既に○の印字がある場合は、どのように記入すればよいですか？ P7
- Q26 寡婦・ひとり親の要件にある「配偶者との離別事由」で「生死不明」とはどのような場合でしょうか？ P8
- Q27 所得見積額が58万円以下の生計を同一にする子がいますが、青色事業専従者として給与の支払いを受けています。扶養親族として申告できますか？ P8
- Q28 令和8年分の申告書で控除対象となる配偶者として申告していた夫が、令和8年の途中で亡くなりました。このような場合、年金から配偶者控除と寡婦控除（またはひとり親控除）を両方受けることはできますか？ P8
- Q29 令和7年分の申告書で、配偶者との離別事由の「2 離婚」に○をつけ、寡婦を申告しましたが、今回の申告書に令和7年分の申告内容として反映されていません。なぜですか？ P8

5 障害者控除について

- Q30 障害者控除はどのような場合に該当しますか？ P9
- Q31 自身が障害者に該当します。「障害区分」欄の「1 普通障害」に既に○の印字がある場合は、どのように記入すればよいですか？ P9
- Q32 障害者手帳を持っていない場合でも、障害者控除は受けられますか？ P9
- Q33 現在、障害者手帳を申請中です。障害者控除は受けられますか？ P10

6 控除対象となる配偶者または扶養親族等について

- Q34 『親族』とは、どのような続柄の人をいいますか？ P10
- Q35 配偶者とは、内縁の場合も含まれますか？ P10
- Q36 控除対象となる配偶者が病気のため入院しています。この場合、同居に該当しますか？ P10
- Q37 令和7年分の申告書で70歳を超えている配偶者を「控除対象となる配偶者」として申告しましたが、令和8年分の申告書では扶養区分の「老人」に○が印字されていません。なぜですか？ P10
- Q38 B欄（控除対象となる配偶者）の印字はありますが、所得見積額欄の金額区分いずれにも○の印字がありません。なぜですか？ P10
- Q39 令和7年分に引き続き、配偶者特別控除（所得見積額が58万円超 95万円以下）に該当します。申告書にはどのように記入すればよいですか？ P10
- Q40 16歳未満の年少扶養親族は（扶養控除の対象とならないため）申告しなくてもよいですか？ P11

7 国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族の申告について

- Q41 扶養親族等が国外に居住している場合、添付書類として何を同封すればよいですか？ P11
- Q42 国外に居住する扶養親族について、前年と変更がない場合であっても、毎年申告書を提出する度に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出する必要がありますか？ P11

8 個人番号(マイナンバー)について

- Q43 扶養親族等の個人番号（マイナンバー）は、なぜ記載しなければならないのですか？ P12
- Q44 個人番号（マイナンバー）を記入しないで提出した場合はどうなりますか？ P12
- Q45 個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードの写し等）を添付する必要がありますか？ P12
- Q46 個人番号欄の下の「共済使用欄」に印字されている12桁の数字はなんですか？ P12

1 よくあるご質問

Q1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか？

- A1 人的控除（配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦（ひとり親）控除）の適用を受けられません。基礎的控除のみを適用して一律5.105%の税率を乗じた所得税（復興特別所得税を含む。）を徴収します。

Q2 受給者本人が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか？

- A2 受給者本人がすでに亡くなっている場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。なお、受給者の死亡の手続きをしていない場合は、すみやかに当共済組合の年金相談窓口（03-5259-1122）へご連絡をお願いします。

Q3 現在会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか？

- A3 現在の勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をご提出される場合は、当共済組合へ扶養親族等申告書を提出する必要はありません。年金においては、基礎的控除のみを適用して一律5.105%の税率を乗じた所得税（復興特別所得税を含む。）を徴収します。なお、扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、基礎的控除については給与と年金双方の所得に対して重複して適用されるため、ご自身で確定申告により所得税の精算を行う必要があります。

Q4 昨年申告した内容に変更はありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか？

- A4 昨年と申告内容に変更がない場合でも、各種控除（配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）を受ける場合には、提出が必要です。提出がない場合は、各種控除が適用されませんのでご注意ください。

Q5 夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送られてきましたが、お互いを控除対象配偶者として申告することはできますか？また、同一の子または親族を扶養親族としてそれぞれが申告することはできますか？

- A5 お互いを控除対象となる配偶者として申告することはできません。ただし、どちらか一方が配偶者控除の要件に該当する場合は、相手方の控除対象配偶者として申告することは可能です。また、同一の子または親族をそれぞれの扶養親族として申告することはできません。どちらか一方の扶養親族として申告してください。

Q6 配偶者が来年から年金を受給し始める予定ですが、年金額がわかりません。扶養親族等申告書にはどのように記入すればよいですか？

- A6 令和8年分の扶養親族等の控除対象に該当しないものとして申告してください。控除の対象に該当した場合は、令和9年2月からの確定申告にて所得税の精算を行ってください。

Q7 扶養親族等申告書を紛失した場合は、どうすればよいですか？

- A7 扶養親族等申告書を紛失された場合は、下記の再交付自動受付サービスで申告書の再交付を承っております。「年金証書番号」をご確認のうえ、ご利用ください。

扶養親族等申告書の再交付自動受付サービスのご案内（24時間受付・年中無休）

☎03-5259-8852

受付期間：令和7年10月8日～令和8年2月20日
24時間対応の自動音声による受付です。

扶養親族等申告書の再交付のご依頼を専用電話（自動音声によるご案内）により受け付けるサービスです。あらかじめ「年金証書番号」をご確認の上、ご利用ください。

2 扶養親族等申告書の提出・記入方法について

Q8 扶養親族等申告書は、どのような人に送られているのですか？

- A8 所得税の源泉徴収の対象となる年金受給者の方に送付しています。
源泉徴収の対象となる方は、公立学校共済組合の老齢厚生年金や退職（共済）年金の支払金額が下表に該当する方です。

年齢	支払金額(年額)
65歳未満の方（昭和37年1月2日以降生まれ）	155万円以上
65歳以上の方（昭和37年1月1日以前生まれ）で、老齢基礎年金の受給権がある方	127万円以上
65歳以上の方（昭和37年1月1日以前生まれ）で、老齢基礎年金の受給権がない方	205万円以上

Q9 扶養親族等申告書が届かないのはなぜですか？

- A9 『Q8』の設問をご確認いただき、ご自身が発送対象に該当するかご確認ください。
該当しない方には申告書を送付していません。
なお、障害または遺族を給付事由とする年金は、所得税の課税対象外のため、申告書を送付していません。
発送対象であるにもかかわらず、申告書が届いていない場合は、当共済組合の年金相談窓口（03-5259-1122）へご連絡をお願いします。

Q10 扶養親族等申告書を提出した場合は、確定申告の必要はないのですか？

- A10 年金を受給された方は原則として確定申告が必要となりますが、「公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下」かつ「公的年金以外の所得金額が20万円以下」である場合には、確定申告は省略することができます。
なお、確定申告を省略した場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。
詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

Q11 扶養親族等申告書を提出しましたが、届いているか確認できますか？

- A11 多くの方にご提出いただくため、到着の確認は行っておりません、ご了承ください。

Q12 本人が高齢のため自分で記入することができません。家族などが代筆してもよいですか？

- A12 代筆していただいてもかまいません。代理で記入される場合は、申告書A欄の「氏名」に受給者本人の氏名を記入し、「代筆者氏名」に代理で記入した方の氏名と受給者本人との続柄（夫、妻、弟、子、成年後見人など）を記入してください。

Q13 未提出であった令和7年分の扶養親族等申告書を、今から提出してもよいですか？

- A13 当共済組合ではすでに令和7年分までの申告書に係る事務手続きは締め切っております。
令和7年分の扶養親族等申告書については、令和8年2月からの確定申告で申告・修正していただくようお願いします。

Q14 自身が障害者または寡婦・ひとり親に該当せず、扶養親族等もいません。申告書の提出は必要ですか？

A14 申告書の提出は不要です。
なお、提出されない場合でも、提出した場合と同様に、基礎的控除のみを適用して一律5.105%の税率を乗じた所得税（復興特別所得税を含む。）を源泉徴収します。

Q15 扶養親族等申告書の記入を間違えました。どのように修正すればよいですか？

A15 誤った箇所を二重線で消し、余白に正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

Q16 扶養親族等申告書を誤った内容で提出してしまいました。どうすればよいですか？

A16 再交付受付期間内（令和7年10月8日～令和8年2月20日）であれば、申告書の再交付が可能です。
『Q7』に記載の再交付受付ダイヤルにて申告書の再交付をご依頼ください。
また、受付期間を過ぎている場合は、令和9年2月からの確定申告で修正してください。

Q17 扶養親族等申告書の提出後に申告内容に変更があった場合は、どうすればよいですか？

A17 令和9年2月からの確定申告にて修正してください。
申告内容の変更に伴い、源泉徴収税額に過不足が生じた場合は、確定申告を行うことにより、所得税の精算をしていただくことになります。

Q18 令和7年分で扶養親族として申告していた母が令和7年中に亡くなりました。申告書はどのように記入すればよいですか？

A18 提出時点で亡くなられている方の申告はできないため、亡くなられた方の欄全体を大きく×で抹消してください。亡くなられた方以外の項目について、申告する人的控除（障害者控除、配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除）がある場合は、必要事項を記入のうえご提出ください。

Q19 扶養親族等申告書に印字された令和7年分の申告内容が誤っています。どうすればよいですか？

A19 誤っている箇所を二重線で消し、正しい内容に訂正してください。訂正印は不要です。
また、令和7年分について確定申告が必要な場合がありますので、お近くの税務署にお問い合わせください。

Q20 令和7年分の申告書に配偶者や扶養親族等を記載し提出しましたが、今回の申告書に令和7年分の申告内容として印刷されていません。なぜですか？

A20 前年分の申告書に記載された内容が控除要件を満たしていない場合は、申告内容は印刷されません。
お手数ですが、改めて配偶者や扶養親族等を記載いただくようお願いします。
また、前年分の申告書において、以下のように記載されていた場合は、配偶者や扶養親族等を記載していても、控除対象とならないため、今回の申告書に印刷されません。

【控除対象となる配偶者として登録されない例】

- ・配偶者の所得見積額欄「95万円超」に○の記入がある場合
- ・扶養親族の所得見積額「48万円超」に○の記入がある場合
- ・その他申告内容が確認できなかった場合

3 受給者本人の所得見積額について

Q21 A欄「受給者本人の所得見積額」の計算方法について教えてください。

【説明書B】
8～10ページ掲載

A21 所得見積額の計算方法は、説明書Bの8～10ページを「7 所得見積額の計算方法」を参照してください。
公的年金等以外に給与収入がある方は、公的年金と給与収入それぞれで所得見積額を計算し、合算した金額で判断してください。

Q22 A欄「受給者本人の所得見積額」が問われているのはなぜですか？

A22 源泉控除対象配偶者として配偶者（特別）控除の適用を受けるには、受給者本人の所得要件（900万円以下）を満たしている必要があるためです。

Q23 A欄「受給者本人の所得見積額」が900万円超の場合、配偶者控除と扶養控除は受けられますか？

A23 受給者本人の所得見積額が900万円を超える場合、配偶者控除は受けられません。ただし、配偶者の所得見積額が58万円以下で障害者控除の要件を満たしている場合は、障害者控除のみ受けることができます。
なお、扶養控除には受給者本人の所得要件は無いため、900万円超であっても扶養控除は受けられます。

4 寡婦控除・ひとり親控除について

Q24 寡婦控除・ひとり親控除に該当するのはどのような人ですか？

【説明書B】
2ページ掲載

A24 「寡婦」「ひとり親」とは、受給者本人が現在婚姻されていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、下表の要件に該当する方です。

受給者本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との離別事由	区分
500万円以下	男性	所得の見積額が58万円以下の生計を同一にする子 ^{※1} がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	所得の見積額が58万円以下の生計を同一にする子 ^{※1} がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別・生死不明	

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常に送金している場合は、生計を同一にするものとして取り扱われます。
・「子」は他の方の控除対象配偶者（同一生計配偶者）または他の方の扶養親族とされていない方に限られます。
- ※2 「死別」「離婚」は、死別後または離婚後に再婚をしていない方に限られます。
- ※3 寡婦控除、ひとり親控除のいずれも、住民票の統柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。

Q25 自身が寡婦に該当します。「寡婦・ひとり親」欄の「1.寡婦」に既に○の印字がある場合は、どのように記入すればよいですか？

A25 印字の内容から変更がない場合でも、必ず該当する「配偶者との離別事由」に○をつけてください。

Q26 寡婦・ひとり親の要件にある「配偶者との離別事由」で「生死不明」とはどのような場合でしょうか？

A26 以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 船舶の沈没や転覆、滅失等により行方不明となった際、現に乗船していた者や、飛行機の墜落や滅失等により行方不明となった際、現に飛行機に乗っていた者
- (2) 上記(1)以外で死亡の原因となる危難に遭遇した者のうち、その危難が去った後、1年以上その生死が明らかでない者
- (3) 上記(1)および(2)以外で、3年以上その生死が明らかでない者

Q27 所得見積額が58万円以下の生計を同一にする子がありますが、青色事業専従者として給与の支払いを受けています。扶養親族として申告できますか？

A27 青色事業専従者および白色事業専従者の方は、所得見積額が58万円以下であっても、税法上「扶養親族」として申告することはできません。

Q28 令和8年分の申告書で控除対象となる配偶者として申告していた夫が、令和8年の途中で亡くなりました。このような場合、年金から配偶者控除と寡婦控除（またはひとり親控除）を両方受けることはできますか？

A28 税法上、令和8年の途中で控除対象となる配偶者がお亡くなりになり、寡婦（またはひとり親）に該当する場合は、その年は配偶者控除と併せて寡婦控除（またはひとり親控除）も受けることができます。ただし、当共済組合では配偶者控除と寡婦控除（またはひとり親控除）の両方の控除を適用することはできませんので、令和9年2月からの確定申告において、所得税の精算を行ってください。

Q29 令和7年分の申告書で、配偶者との離別事由の「離婚」に○をつけ、寡婦を申告しましたが、今回の申告書に令和7年分の申告内容として反映されていません。なぜですか？

A29 配偶者との離別事由が「離婚」の場合、所得見積額48万円以下（令和8年分からは58万円以下）の扶養親族または生計を同一にする子がいることが要件となります。要件に該当しない場合は、寡婦の適用をしておりません。要件に該当する場合、令和7年分の所得税については、令和8年2月からの確定申告により精算をしてください。令和8年分については、寡婦等欄に必要事項をご記入のうえ、改めて寡婦の申告をしてください。

5 障害者控除について

Q30 障害者控除はどのような場合に該当しますか？

【説明書B】
6・7ページ掲載

A30 受給者本人または所得見積額が58万円以下の生計を同一にする配偶者や扶養親族等で、下表のいずれかに該当する方です。詳細は説明書Bの6～7ページを参照してください。

障害者控除の要件		障害の基準・状態	障害区分	
			1 普通障害	2 特別障害
①	身体手帳	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害等級が3級～6級の方	障害等級が1級または2級の方
②	精神手帳	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が2級～3級の方	障害等級が1級の方
③	療育(手帳)	・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、知的障害者と判定された方 ・療育手帳(みどり・愛・愛護など)の交付を受けている方	中度または軽度と判定された方 (療育手帳の障害程度がB・B1・B2・Cの方、愛の手帳が3～4度の方)	重度と判定された方 (療育手帳の障害程度がA・A1・A2の方、愛の手帳が1～2度の方)
④	戦傷手帳	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害程度が恩給法別表1号表の2の特別項症から第三項症までの方
⑤	原爆認定	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣から認定証の交付を受けている ※被爆者健康手帳の保有または健康管理手当の支給のみでは対象になりません		該当するすべての方が特別障害に該当
⑥	⑥に該当	・成年後見制度における成年被後見人の方 ・精神上の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあると医師の診断書により証明されている方 (成年被後見人に相当する状態の方)		
⑦	⑦に該当	令和8年12月31日時点で引き続き6か月以上にわたって、身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方(介護を受けなければ排便等をすることができない程度の状態にあると認められる方)		
⑧	控除認定書(障害者)又は控除認定書(特別障害者)	年齢65歳以上で、市町村長や福祉事務所長等から、上記①、③または⑥に準ずる障害があると認定され、「障害者控除対象者認定書」を交付されている方	障害者と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者(軽度・中度)に準ず ② 身体障害者(3級～6級)に準ず	特別障害者と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者(重度)に準ず ② 身体障害者(1級・2級)に準ず ③ 寝たきり

※要介護(要支援)認定を受けている方、障害年金を受給されている方であっても、上表の①～⑧に該当しない場合は障害者控除の対象とはなりません。

Q31 自身が障害者に該当します。「障害区分」欄の「1 普通障害」に既に○の印字がある場合は、どのように記入すればよいですか？

A31 「障害者控除の要件」欄の該当する要件に○をつけ、障害者手帳の交付を受けている、または療育(手帳)に該当する場合は、その「等級」または「障害の程度」を記入してください。

Q32 障害者手帳を持っていない場合でも、障害者控除は受けられますか？

A32 障害者手帳を持っていなくても、『Q30』に掲載している表の「⑤原爆認定」から「⑧控除認定書」のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。

※要介護(要支援)の認定だけでは障害者控除には該当しません。
また、障害年金を受給されている方、各種医療受給者証等を受けている方も同様です。

Q33 現在、障害者手帳を申請中です。障害者控除は受けられますか？

A33 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を申請中であれば障害者控除が受けられます。
「障害者控除の要件」欄の「身体」もしくは「戦傷手帳」に○をつけて、余白に「身体申請中」または「戦傷申請中」と記入してください。

6 控除対象配偶者または扶養親族等について

Q34 『親族』とは、どのような続柄の人をいいますか？

A34 6親等内の血族、または3親等内の婚族をいいます。
また、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子、老人福祉法の規定により養護を委託された老人の方も含まれます。

Q35 配偶者とは、内縁の場合も含まれますか？

A35 控除対象となる配偶者とは、民法の規定により効力が生じた婚姻に基づく配偶者をいいます。
したがって、内縁関係の場合は税法上の控除対象となる配偶者にはなりません。

Q36 控除対象となる配偶者が病気のため入院しています。この場合、同居に該当しますか？

A36 病気の治療のための入院である限り、その期間が1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居として差支えありません。ただし、老人ホームなどへ入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、別居となります。
※具体的なケースに関しては、税務署へお問い合わせください。

Q37 令和7年分の申告書で70歳を超えている配偶者を「控除対象となる配偶者」として申告しましたが、令和8年分の申告書では扶養区分の「老人」に○が印字されていません。なぜですか？

A37 控除対象となる配偶者の所得見積額が48万円超（令和8年分からは58万円超）の場合、配偶者が70歳以上であっても、老人配偶者控除の対象となりません。また、障害者であっても、障害者控除の対象となりません。
なお、控除対象となる配偶者の所得見積額が「58万円超 95万円以下」であれば、配偶者特別控除の対象となります。
※令和7年分について、配偶者（70歳以上）の所得見積額が「48万円超 58万円以下」の場合は、確定申告を行うことで「老人配偶者控除」が適用できる可能性があります。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q38 B欄（控除対象となる配偶者）の印字はありますが、所得見積額欄の金額区分いずれにも○の印字がありません。なぜですか？

A38 前年の申告において、配偶者の所得見積額が「49万円～95万円」であった方は、○を印字していません。あらためて該当する金額の区分に○をつけてください。
「58万円超 95万円以下」に○をつけた場合は、その金額についても必ず記入してください。

Q39 令和7年分に引き続き、配偶者特別控除（所得見積額が58万円超 95万円以下）に該当します。申告書にはどのように記入すればよいですか？

A39 「58万円超 95万円以下」に○をつけ、所得見積額の金額を万円単位（万円未満切り上げ）で必ず記入してください。

Q40 16歳未満の年少扶養親族は(扶養控除の対象とならないため)申告しなくてもよいですか？

A40 16歳未満の扶養親族は所得税上の扶養控除を受けることはできませんが、住民税に関する事項として、地方税法により申告が必要となります。
なお、16歳未満の扶養親族であっても、障害者控除の要件に該当する場合は、障害者控除の対象となります。

7 国外に居住する控除対象配偶者および扶養親族等の申告について

Q41 扶養親族等が国外に居住している場合、添付書類として何を同封すればよいですか？

〔説明書B〕
11ページ掲載

A41 国内に居住する控除対象となる配偶者および扶養親族等について、配偶者(特別)控除、扶養控除または障害者控除の適用を受ける場合、以下の書類が必要です。

《提出書類および記入方法》(住所欄の「3 国外」に○を付けた方が対象です)

非居住者に該当する者			提出書類	申告書の「住所」欄等への記入方法
控除対象となる配偶者			《親族関係書類》	—
扶養親族等	29歳以下または70歳以上		《親族関係書類》	—
	30歳 ～ 69歳	a 留 学	《親族関係書類》	「住所」欄の「4 留学」に○をつける (5ページ参照。)
			《留学ビザ等書類》	
		b 障害者	《親族関係書類》	「障害者控除の要件」欄および「障害区分」欄を記入
		c 年38万円以上の 送金を受けている者	《親族関係書類》	「住所」欄の「5 年38万円以上送金」に○をつける (5ページ参照)
		d a～c以外	控 除 対 象 外	

提出書類については、申告の都度、提出が必要です。

《親族関係書類》 下表の(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。

(1)	次の①、②の書類を両方提出してください。片方のみでは控除を受けることができません。 ① 戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類(原本)で、 非居住者が受給者本人の親族であることを証するもの ② 非居住者の旅券(パスポート)のコピー ⇒氏名、生年月日などが記載されている身分事項ページ(顔写真が記載されているページ)
(2)	外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(原本)で、非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するもの ・ 非居住者の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りです。 ・ 日本語の翻訳文も併せて必ず提出してください。

《留学ビザ等書類》

「留学ビザ等書類」とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学による在留者であることを証明する書類のことをいいます。下表の(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。

(1)	外国における査証(ビザ)に類する書類の写し、および日本語の翻訳文
(2)	外国における在留カードに相当する書類の写し、および日本語の翻訳文

Q42 国外に居住する扶養親族について、前年と変更がない場合であっても、毎年申告書を提出する度に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出する必要がありますか？

A42 申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、その申告書が提出される日の現況により判定する必要があるため、申告書を提出する都度、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出する必要があります。

8 個人番号(マイナンバー)について

Q 43 扶養親族等の個人番号(マイナンバー)は、なぜ記載しなければならないのですか？

A 43 所得税法により、扶養親族等申告書には扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記入して提出しなければならないとされています。

Q 44 個人番号(マイナンバー)を記入しないで提出した場合はどうなりますか？

A 44 個人番号(マイナンバー)の記載がなくても申告書の内容のとおり源泉徴収計算を行います。
個人番号(マイナンバー)は、所得税法等の法令で定められた申告書の記載事項であるため、記載をお願いします。

Q 45 個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードの写し等)を添付する必要がありますか？

A 45 扶養親族等の個人番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
申告書のご記入いただく、控除対象となる配偶者、扶養親族の個人番号については、提出される方が番号を確認のうえ、記載してご提出いただくこととなります。

Q 46 個人番号欄の下の「共済使用欄」に印字されている12桁の数字はなんですか？

A 46 当共済組合が事務処理で使用する番号です。この数字は消さないでください。